

定款変更理由書

(1) 変更理由

「社会福祉士及び介護福祉士法」第三条第一号(欠格事由)の規定と文言を整合させるために変更するものである。

(2) 変更箇所

第9条 (2)「成年被後見人、被保佐人又は被補助人になったとき」を「心身の故障により介護福祉士の業務を適正に行うことが出来ないものとして厚生労働省令で定めるもの」に変更。

(3) 施行日 令和7年6月21日

現行定款	変更案
(会員の資格喪失) 第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき (2) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人になったとき (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき (4) 本会が解散したとき (5) 1年以上会費を滞納したとき (6) 除名されたとき (7) 総会員が同意したとき	(会員の資格喪失) 第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき (2) <u>心身の故障により介護福祉士の業務を適正に行うことが出来ない者として厚生労働省令で定めるもの</u> (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき (4) 本会が解散したとき (5) 1年以上会費を滞納したとき (6) 除名されたとき (7) 総会員が同意したとき

「社会福祉士及び介護福祉士法」

第三条第一号(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

一 心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの